

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 法人後見センター なごやかぽーと



「法人後見センター なごやかぽーと」では
名古屋市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し
住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援をしていきます！

※「法人後見センターなごやかぽーと」は本会の独自事業になります。

Q 成年後見制度とは

A 判断能力の不十分な方が契約行為や財産理が困難である場合、4親等以内の親族や市長が家庭裁判所に申し立てを行い、成年被後見人等を支援する制度。

例えば、このように困ったことはありませんか？



このようなときは...

「法人後見センター なごやかぽーと」にご相談を!

(※詳しくは裏面の支援内容をご覧ください!)

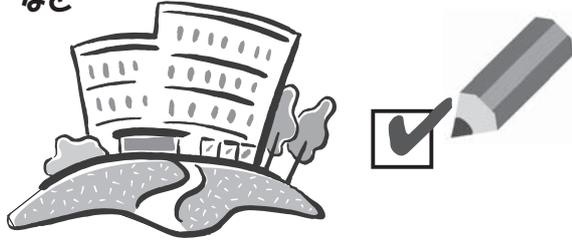
後見人の主な仕事は身上監護と財産管理の2つに分けられます

身上監護

ご本人に契約能力がない場合に介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護を行うもの

○施設の入退所に関すること

老人ホームなどの施設の入退所・処遇の監視など



○介護・生活に関すること

介護保険の利用や介護サービスの依頼・費用の支払いなど

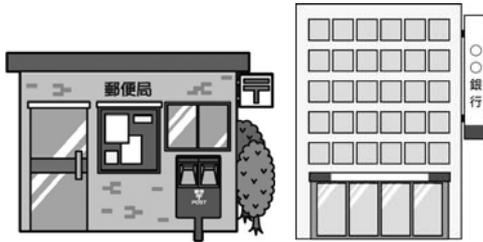


財産管理

本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し本人の生活状況に適した計画的な支出をするもの

○支出・収入の管理

○銀行などの金融機関との取引



○不動産などの重要な財産の管理・処分

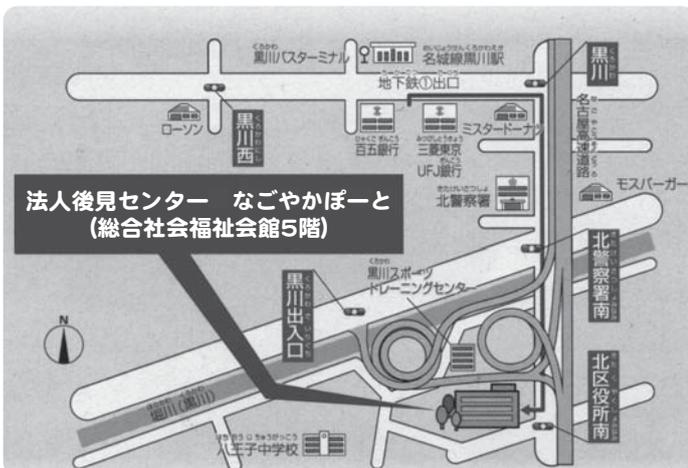
○権利証・通帳などの保管



※以下のような内容は含まれません

- 毎日の買い物や、身体介護
- 賃貸契約の保証人や入院の際の身元保証人
- 治療や手術、臓器提供についての同意
- 遺言や結婚、離婚などの意思表示 など

《問い合わせ》



住所

〒462-8558
名古屋市北区清水四丁目17-1
総合社会福祉会館 5階

電話 052-856-2580

FAX 052-919-7585

交通案内

地下鉄名城線「黒川」駅下車。
①番出口より徒歩5分。

ご相談をお待ち
しております！



※月曜～金曜の
午前9時～午後5時まで
(祝日及び年末年始は除く)

※相談料は無料(予約不要)